令和　　年　　月　　日

近畿経済産業局長　宛

　　所属機関名又は事務所名：

申請者氏名：

「令和５年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」

（よろず支援拠点チーフコーディネーター）に係る応募申請書

「令和５年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」（よろず支援拠点チーフコーディネーター）について、下記の書類を添えて応募いたします。

記

（１） チーフコーディネーター応募申請書（様式１）

（２） 暴力団排除に関する誓約書（様式２）

（３）その他添付書類

（様式１）

**チーフコーディネーター応募申請書**

本様式は、応募者自身に記入していただく様式です。

※の項目については、本応募に関する連絡先を記載してください。

|  |  |
| --- | --- |
| ふりがな | 所属機関名又は事務所名 |
| 氏　　名生年月日　　年　　月　　日生（　　歳） |  |
| 役　職 |
|  |
| ※住所：〒 |
| ※電話番号： |
| ※メールアドレス： |
| 主な資格（学位を除く・支援業務に必要な保有資格のみを記載してください） |
|  |
| 履歴事項 |
| （始　期） | （終期・現職） | （役職） |
| 年　　月 | 年　　月 |  |
| 年　　月 | 年　　月 |  |
| 年　　月 | 年　　月 |  |
| 年　　月 | 年　　月 |  |
| 年　　月 | 年　　月 |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （１）チーフコーディネーターに応募する県（該当するものにチェックをつけること。複数選択不可）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| [ ] 東京都 | [ ] 静岡県 | [ ] 三重県 | [ ] 大阪府 | [ ] 大分県 |

 |
| （２）チーフコーディネーターとなった場合に本事業に従事できる日数について　　週　　　程度、年間　　　日 |
| （３）応募資格について（該当するものにチェックをつけること。複数選択可）

|  |  |
| --- | --- |
| [ ]  | ① 中小企業診断士、税理士、公認会計士、弁護士、その他公的資格を有する者 |
| [ ]  | ② 会社等の管理者または技術者として、１０年以上の実務経験を有する者 |
| [ ]  | ③ 経営診断、販路開拓、商品開発用の中小企業等支援に３年以上の経験を有する者、または、当該分野において相応の実績を有すると認められる者 |
| [ ]  | ④ 技術等に関する指導・教育機関に所属し、指導、教育、研究に５年以上の経験を有する者 |
| [ ]  | ⑤ 上記①～④に準ずる能力を有する者 |

 |

|  |
| --- |
| （４）チーフコーディネーターに応募しようと考えた動機について① 実施地域の経済・産業事情や中小企業・小規模事業者等の課題、実施地域の支援体制・支援ニーズの状況を的確に把握し、強化すべき機能とそれを実現する提案が行われていること。（応募する県の中小企業等支援における課題や、中小企業等が抱える課題について分析し、今後よろず支援拠点でどのような支援を行いたいか具体的に記載してください。1,000字程度） |
|  |
| ②中小企業・小規模事業者等に対する支援に当たり、本事業への熱意、優れたコミュニケーション能力等を有していること。 |
|  |
| ③中小企業・小規模事業者等の経営課題の抽出や具体的な課題解決策および経営支援に対する優れた知識・経験・実績または優れた能力・資質を有していること。 |
|  |
| ④ 中小企業・小規模事業者等の経営課題の克服を支援するため、適切に専門人材を活用する優れた経験・実績または優れた能力・資質を有していること。 |
|  |
| ⑤実施地域内外の支援機関の特徴、幅広い専門家、国や自治体の施策に関する優れた知見を有しているとともに、支援機関等との良好な連携関係を構築するにあたり、優れた経験・ネットワークまたは優れた能力・資質を有していること。また、実施機関と良好な関係を構築できる資質や、実施機関と連携・協働して事業執行効果を高める能力を有しているか。  |
|  |
| ⑥幅広い分野において優れた知見・支援ノウハウを有していること、または、知見・支援ノウハウを構築し得る能力・資質を有していること。 |
|  |
| ＜よろず支援拠点においてチーフコーディネーター又はコーディネーターを務められた方のみ＞⑦よろず支援拠点のチーフコーディネーター又はコーディネーターの経験を活かして、拠点運営の課題や改善点、その方針を具体的に有していること。 |

|  |
| --- |
| （５）　以下の企業が相談に来た場合、どのような提案を行うか記載してください。(各１，０００字程度) |
| ＜相談内容１＞相談者は、２０２３年に現社長が個人事業として立ち上げた資本金５００万円、社長を含めた従業員２名（正社員２名）のラーメン店である。一念発起して大都市近郊のベッドタウンにて鉄道の最寄り駅から徒歩１０分ほど離れた県道沿いに新規出店した。駅前に大規模商業施設、大学が立地しており、周辺は宅地化が進んでいることもあり昼間は主婦層・高齢者層、夜間は通勤客、学生の往来が多い。店舗はカウンター８席、テーブル席（２名掛け）４席の計１６席で独身、家族世帯のサラリーマンをメインターゲットとして経営している。開店当初はサラリーマン以外にも商業施設の利用客や学生客で賑わっていたが、現在は少量で高価ながら味に定評のある高級志向の中堅ラーメンチェーン店、安価でボリューム満点の駅構内の大手ラーメンチェーン店の２店舗に大きく水をあけられている。相談者の店舗ではその日の気分によって様々な味を楽しめる３種類の自家製スープによるラーメンをグランドメニューとし、更に月替わりの限定ラーメンの開発・販売を行っているが顧客の定着には結びついていない。当初はランチ営業を行っていたものの、単価設定時には想定していなかった物価上昇による原材料費の高騰・来店者の減少に伴い、現在は夜間のみ一部の固定客を相手に細々と営業を継続している。今後は、来店客数を増加させたいと考えており、ホームページやSNSに、販売商品の写真や店舗に関する情報を掲載したが、反応がいまひとつであった。業績悪化が続く現状を打開するため今後取り組むべき具体策を相談しようとよろず支援拠点を訪れた。【提案】 |
| ＜相談内容２＞　Ａ社は地方都市に本社を置き、スーパーマーケット事業を中核として展開する企業である。Ａ社の資本金は １，０００万円、従業員数１００名（パート、アルバイト含む）で、本社のある地方都市を中心に４店舗の直営店を経営している。現社長はもともと家業を継ぐ意思はなかったが、２代目社長の体調不良を契機に、５年前に中堅商社（オンラインビジネス担当）を退職して入社した。Ａ社は創業 ５０年以上の歴史の中で、地元産の肉・魚・野菜・果物といった生鮮商品に強みを持ち、生産者の連携をセールスポイントとして経営を行ってきた（町おこし事業等で現社長と生産者の関係構築は出来ている）。またこうした経営スタイルによって、Ａ社は本社を置く地方都市の住民を中心に一定数の固定客を取り込み、経営状況も安定していた。ところが ２０００年代に入ってからは地元住民の高齢化や人口減少に加え、郊外型大規模ショッピングセンターの進出により、顧客獲得競争に苦戦を強いられ、徐々にではあるが収益性も圧迫されてきている。また、Ａ社は現在、主な事業であるスーパーマーケット事業のほか、自身で買い物に出かけることができない高齢者を主な対象とし、食品を中心とした移動販売事業も行っている。当該事業は、地元自治体からの要請もあり、5年前より開始した。主な利用者である高齢者には好評であり顔の見える関係性が構築出来ているが、現状として不採算事業となっている。　Ａ社としては、中核事業（スーパーマーケット）を維持しつつ、なんとか移動販売事業も継続したいとの思いで、現社長はよろず支援拠点を訪れた。【提案】 |

（様式２）

　令和　　年　　月　　日

近畿経済産業局長　殿

申請者住所（郵便番号・事務所所在地）

申請者氏名

暴力団排除に関する誓約書

令和５年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点チーフコーディネーター）に応募するに当たり、当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、以下のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

１　法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

２　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

３　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

４　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき